

災害時要援護者支援の進め方について

1 災害時に支援を必要とする方々が多くいます。

- 平成19年7月の新潟県中越沖地震では、「地域によって安否確認の時間が異なると。」「避難所に行けなかった。」などの報道もありました。
- 高齢者や障害者の中には、一人で避難できない方（災害時に、なんらかの支援が必要な方）が数多くいます。

2 市では、災害時要援護者の支援を推進しています。

- 市では、災害時要援護者想定者（一人又は二人暮らし高齢者、障害者手帳所持者、介護保険認定者）の情報を、消防本部や民生委員に提供しています。
- 民生委員さんの協力をいただき、想定者の方々を中心に、石巻市に「災害時要援護者登録申請書」の提出をお願いしています。
- 登録申請された方の申請書は、消防本部や自主防災組織などへ写しを送付し、円滑な災害支援に活用します。
- 登録者一人につき、自主防災組織等において、それぞれの安否確認や避難支援を行う「支援者」をお願いすることになります。

支援者の登録（お願い）方法について

- ◆ 支援を円滑に進めるため、登録者1名に対し、2名の支援者を原則とします。
- ◆ 支援者は、できるだけ近所の顔見知りの方（友人、知人）が望ましいです。
- ◆ 支援者は、個人ではなく、自主防災組織等の避難誘導班など組織として支援する体制でも構いません。
- ◆ 時間帯や被災状況によっては、自主防災組織や町内会全体で、支援が必要となることも想定されます。

3 支援者の確定後に、支援体制が構築されたこととなります。

- 支援者欄が確定しましたら、市へ申請書を提出下さい。
- 内容確認後、市から、登録者、支援者、民生委員、自主防災組織等へそれぞれ申請の写しを添え、通知します。

各町内会での取り組み事例等

1 登録準備段階について

- 会長と民生委員さんの協議や、役員会において、支援者の配置（訪問、説明等）の進め方を協議します。
- 泉町町内会では、全戸配布の案内周知を行いました。
- 町内会長と民生委員、各班長さんが分担して訪問する例が多いようです。
- 一人暮らしの方は、ご近所づきあいが疎遠な場合が増えています。

2 予防活動等について

- 八幡町町内会では、防災マップを作成しました。
- 長浜町内会では、支援者による要援護者避難訓練を実施しています。
- 家具の転倒防止を町内会行事として計画している町内会もあります。

3 避難支援等について

- 日和が丘三丁目や千石町では、自主防災組織の班が、それぞれの地区の避難支援を行う体制です。なお、避難確認の方法として、避難後に玄関前に「避難済み」の表示をすることで、効率的に安否確認をする体制になっています。
- 中里第一町内会では、支援者に対して町内会長名の委嘱状を交付し、支援体制の明確化を図っています。
- ほとんどの町内会では、登録者1人に対し、2名の支援体制づくりに時間がかかるようです。
- 支援体制については、厳密には、日中、夜間、曜日によっても状況が異なる場合があることから、自主防災組織等を中心に、組織的な対応が必要になります。

お問い合わせ先；石巻市 保健福祉部 福祉総務課（内線626）